

第 1718 回（6 月 3 日）

農地管理型第三セクターの意義と限界

（農政調査委員会研究員）長 濱 健一郎

農地の保全管理を行う第三セクターの設立がブームと呼ばれるような様相を呈している。この背景には平成 4 年度の農地法施行令改正に伴い、農地保有合理化法人資格を市町村が出資する公的セクターにも認めたということがある。そのため農地保有合理化法人資格を有する第三セクター（市町村農業公社）は平成 8 年 7 月現在で 66 公社が設立されている。一方、農地保有合理化法人資格を持たない第三セクターも設立されており、農地の保全管理を行う第三セクターの数は市町村農業公社も含め 100 公社を超えるものと思われる。

このような第三セクターの性格を市町村農業公社に限って見てみると、東日本では都市的地域や平地農業地域で多く設立され、農地の貸借を仲介する農地保有合理化事業の実績が高いのに対し、西日本ではいわゆる中山間地域で多く設立され、その事業内容も農地保有合理化事業より農作業受託事業のウエイトが高くなっている。この西日本の中山間地域における農作業受託事業は、本来、農地賃貸借に結びつけたいところではあるが、農地の引き受け手が不在のため、農地保有合理化事業に乗せた場合、市町村農業公社の中間保有が長期化するというところに原因がある。農作業受託と中間保有の差は、中間保有は機械作業に加えて地域資源管理も含まれるところに特徴があり、農地管理型第三セクターはその地域資源管理のための機能を有していないことから農地の保全管理のあり方として農作業受託事業に留めておくことになるのである。そしてこの農作業受託事業は西日本中山間地域のみならず、近年、東日本で設立される市町村農業公社においても公社事業として取り入れられており、このことから農地の保

全管理の担い手が西日本のみならず東日本においても不足しているということが確認されるのである。

農地管理型第三セクターは農地の保全管理の担い手たり得ても農業経営の担い手たり得ない。現在、第三セクターが保全管理を行っている農地は新たな農業経営者に引き継がなければならないのである。故に第三セクターに課せられた課題は、現在保全管理している農地の受け手を創り出すことにある。農地保有合理化事業でいうところの研修等事業を充実させるところにある。今日、多くの第三セクターにおいて様々な担い手育成のための取り組みが行われている。島根県順原町では花卉生産の担い手を育成し、農地の保全管理は集落営農という方向をたてている。新潟県清里村では、第三セクターの機能を活用し、平坦農地と条件不利農地をセットで担い手に引き継ぐという仕組みを確立している。さらに島根県横田町では市町村農業公社を核として、地域振興と担い手育成に取り組んでいる。ここでは研修生が研修終了後、農業生産法人を組織し、横田町が構想する「総合農場」の構成員のひとつとして機能することを期待している。

農地管理型第三セクターは、現在のところ、引き受け手のいない農地の維持管理を悪戦苦闘しながら行っている。耕作放棄地等の出現は地域の定住環境の悪化を招くが、第三セクターにより今日のところ農地は保全管理されている。しかし第三セクターは前述の通り地域資源管理等の点で未来永劫、農地を維持していくことは不可能である。公社機能等を十分に活用し将来、農地を活用し農業経営を展開できる条件とその担い手を育成することが市町村農業公社等農地管理型第三セクターに課せられた課題であるといえる。